

消費生活相談員担い手確保事業（消費者庁地方協力課）

令和7年度予算額 **55百万円**
（令和6年度予算額 35百万円）

資料 2-1

事業概要・目的・必要性

- 消費者安全法（平成21年法律第50号）では、地方公共団体における消費生活相談員の人材確保や質の向上のため、消費生活相談員の職を法律に位置付けるとともに、消費生活相談員に関する資格試験制度の創設や消費生活相談員の要件が規定されている。
- 全国の消費生活相談員の配置数は、社会全体の人手不足などを背景として減少傾向が続いており、特に地方での消費生活相談員の確保は喫緊の課題となっている。
- 本事業では、消費生活センターで相談業務等を担う人材の掘り起しとともに、消費生活相談の即戦力となるよう、必要な心構えや実践的な知識などを習得する機会を提供し、かつ消費生活センターの就労に向けた支援も併せて実施し、担い手不足への対応を図る。

事業イメージ

○消費生活相談員養成講座の開催

消費生活相談員資格の取得に向けた全国どこでも受講可能な養成講座を開催し、全国の消費生活センター等で勤務する消費生活相談員の担い手を養成する。また、国家資格試験の取得だけでなく、消費生活センターで円滑に勤務できるよう、消費生活相談員としての勤務に必要な知識等の習得なども行う。

資格試験対策講座＜資格者の増加＞

相談員養成講座＜質の向上＞

マッチング

資格取得者の就労支援
＜質の高い人材の確保＞

○就労支援、消費生活相談員の職の魅力発信

消費生活相談員の担い手確保に困難を課題に感じている地方公共団体の意向を伺いながら、担い手確保に向けた円滑な就労支援を実施する。また、消費生活相談員の職の魅力や仕事のやりがいなどの周知啓発を図り、人手不足が進む社会全体の中においても、全国の消費生活センターにおける消費生活相談員の担い手確保に向けた支援を行う。

資金の流れ



期待される効果

- 認知度向上に向けた周知啓発と幅広い層を対象とした講座の実施により、国家資格等の取得者が増加し、全国における消費生活相談員の担い手不足という課題の解消につながる。
- 全国どこでも受講可能な養成講座を実施することで、地域偏在なく就労が期待でき、質の高い消費生活相談の提供が可能となる。

消費生活協力員・協力団体養成事業（消費者庁地方協力課）

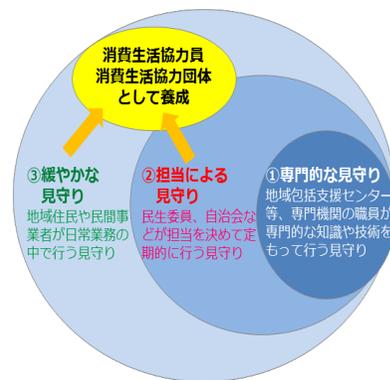
令和7年度予算（案）額 **10百万円**
（令和6年度予算額 10百万円）

事業概要・目的・必要性

- 消費者安全法（平成21年法律第50号）では、地方公共団体の長は、消費生活協力団体又は消費生活協力員を委嘱できると規定されている。
- 認知症高齢者を含む配慮を要する消費者の被害は年々増加しており、被害の未然防止、さらには消費者が安心して安全な消費生活を営める地域づくりのためには、地域における消費者被害の防止、早期発見、救済のためのアウトリーチ機能を強化する必要がある。
- その際、見守りや相談窓口の周知、被害防止のための情報提供等の活動を牽引する担い手の確保が必要である。
- 本事業は、地域の見守り活動の担い手となる消費生活協力員・協力団体の養成を行い、地域における消費者被害の防止、早期発見、救済のための機能強化につなげるものである。

事業イメージ

- 消費生活協力員・協力団体養成講座の開催
消費生活に関して関心を持つ住民又は消費者被害を発見しやすい立場にある者（ヘルパー、民生委員等）や地域の事業者（金融機関、コンビニ、宅配事業者等）を対象とした「消費生活協力員・協力団体養成講座」を開催する。



消費生活協力員・協力団体に期待される役割

- <被害未然防止のための情報提供>
 - ・悪質商法の紹介、チラシの配布
 - ・消費生活センターの紹介
- <消費者被害の早期発見>
 - ・気づきと声掛け
 - <被害情報の消費生活センターへのつなぎ>
 - ・被害を確実に消費生活センターにつなぐための（本人への）説得
 - ・消費生活センターとの協働（説明支援、クーリングオフ書面作成、発出のサポート等）
- <被害情報の適格消費者団体への提供>
 - ・景品表示法違反に係る差止め請求に資する適格消費者団体への適切な情報の提供

期待される効果

- 特に配慮を要する高齢者・障害者等の消費者に対する消費者被害の未然防止・拡大防止が図られる。
- 消費生活に関する知識を有する地域の見守りの多様な担い手が増加する。
- 消費生活センターの認知度が高まり、消費者被害の情報提供の増加が期待できる。

資金の流れ

